

三原市水道事業建設工事共同企業体取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、広島県水道広域連合企業団三原事務所が行う建設工事における共同企業体発注にあたって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「共同企業体」とは、大規模かつ技術的難度の高い工事等について、確実かつ円滑な施工を図ることを目的として、工事ごとに結成する共同企業体をいう。

(対象工事)

第3条 対象工事は、原則として次の各号に定める工事とする。ただし、広島県水道広域連合企業団三原事務所長（以下「事務所長」という。）が必要と認めたときは、この限りでない。

- (1) 土木一式工事 1件当たりの設計金額が3億円以上
- (2) 建築一式工事 1件当たりの設計金額が3億円以上
- (3) その他の工事 1件当たりの設計金額が2億円以上

(構成員の数)

第4条 共同企業体の構成員の数は、2社又は3社とする。

(組合せ)

第5条 共同企業体の組合せは、次のとおりとする。

- (1) 対象工事に対応する建設工事の種類の資格審査を受けた資格者（以下「有資格者」という。）の組合せとする。
- (2) 対象工事に対応する工事種別の等級区分が設けられている場合は、最上位等級に格付けされた有資格者又は最上位等級に格付けされた有資格者と第2位等級に格付けされた有資格者の組合せとする。この場合において、第2位等級に格付けされた有資格者の数は、原則として、総構成員数の2分の1を上回ってはならない。

(構成員の資格)

第6条 共同企業体のすべての構成員は、次の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 発注工事に対応する建設業法の許可業種の許可を有してから3年以上の営業年数その他相当の施工実績を有すること。
- (2) 発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

(結成方法)

第7条 共同企業体の結成方法は、自主結成を基本とする。

(出資比率)

第8条 出資比率は、次のとおりとする。

- (1) 構成員が2社の場合は、最低10分の3以上であること。
- (2) 構成員が3社の場合は、最低10分の2以上であること。

(代表者)

第9条 共同企業体の代表者は、より大きな施工能力を有する者とする。ただし、等級の

異なる者の間では上位等級の者とする。

また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

(入札参加申請)

第10条 共同企業体として対象工事の入札に参加しようとする者は、所定の期日までに、入札参加申請書(様式第1号)、共同企業体協定書(様式第2号)、委任状(様式第3号)及びその他必要な書類を事務所長へ提出しなければならない。

(共同企業体の認定)

第11条 前条の規定による申請があったときは、三原市水道事業建設業者選定審査会の審議を経て、事務所長が有資格業者と認定した共同企業体により、競争入札を行うものとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 1 0 条関係）

入 札 参 加 申 出 書

年 月 日

広島県水道広域連合企業団三原事務所長 様

共同企業体 名 称
事務所所在地
代表者氏名

印

構 成 員 建設業許可 大臣・知事（ ・ ）第 号
年 月 日

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

印

建設業許可 大臣・知事（ ・ ）第 号
年 月 日

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

印

建設業許可 大臣・知事（ ・ ）第 号
年 月 日

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

印

このたび、広島県水道広域連合企業団三原事務所発注にかかる〇〇〇〇〇〇〇
〇工事について、共同企業体を組織し、共同して当該工事を請け負い、かつ共
同企業体の構成員がそれぞれ連帯責任をもって工事を施工いたしますから、こ
の工事の入札に参加させていただきたく関係書類を添えて申し出ます。

なお、この入札参加申出書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違な
いことを誓約します。

様式第2号（第10条関係）

〇〇〇〇工事共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次に掲げる事業を共同連帯して営むことを目的として、他の事業は一切営まない。

広島県水道広域連合企業団三原事務所の発注にかかる〇〇〇〇工事（以下「建設工事」という。）の請負。

(名称)

第2条 当共同企業体は、〇〇〇〇工事〇〇建設・〇〇建設共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を 置く。 に

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、建設工事の目的物を発注者に引き渡した後、発注者の承諾を得た日に解散する。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

(代表者)

第6条 当企業体は、株式会社 〇〇を代表者とす
る。

2 前項の代表者が退任した場合は、当企業体は新代表者を選任して、これを発注者に通知するものとする。

3 前項の通知前に従前の代表者が建設工事に關した行為については、当企業体はこれを有効とし、発注者に対しその責めに任ずるものとする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表して、発注者等と折衝する権限、自己の名義をもって入札書、見積書の提出、契約の締結及び変更・履行に関する一切の事項を処理する権限並びに請負代金（前払金、部分払金を含む。）の請求・受領及び当企業体に関する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合等)

第8条 当企業体の構成員の出資割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

%

%

%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参考のうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、建設工事の完成に当たるものとする。

2 運営委員会に委員長を置き、当企業体の代表者をもってこれにあてるものとする。

3 運営委員会のもとに、事務局を置く。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、 とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の際に決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果、利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果、欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退)

第16条 構成員は、当企業体が建設工事を完成するまでは脱退することができない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において、破産または解散した場合においては、残存構成員が当該構成員の負担工事を完成させるものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、建設工事につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

と

と

は、上記のとおり、〇〇〇〇工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通作成し、各通に構成員が記名押印し、各自1通所有するものとし、正本1通は入札参加申出書に添えて広島県水道広域連合企業団三原事務所に提出するものとする。

年 月 日

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

印

所 在 地
商号又は名称
代 表 者 氏 名

印

所 在 地
商号又は名称
代 表 者 氏 名

印

様式第3号（第10条関係）

委任状

年 月 日

広島県水道広域連合企業団三原事務所長 様

共同企業体の名称

構 成 員 所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

印

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

印

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

印

私たちは、次の共同企業体代表者を代理人と定め、貴企業団の発注に係る
〇〇〇〇工事の入札に関し、次の権限を委任します。

受任者（共同企業体代表者）

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

委 任 事 項

- 1 見積り及び入札に関すること。
- 2 契約に関すること。
- 3 支払金の請求及び受領に関すること。
- 4 復代理人の選任に関すること。

受任者印鑑

受任者使用印鑑